第十四条中第二十号を第二十二号とし、第五号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項について行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

附　則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十一号

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年九月五日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同年十二月五日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十二号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の二十七第一項、第百三十二条の五十九第一項及び第百三十二条の七十一第一項（同法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（法第十条第二項ただし書の政令で定める航空機）」を付し、同条中「第十条第二項但書」を「以下「法」という。）第十条第二項ただし書」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「航空法第百二十七条但書」を「法第百二十七条ただし書」に、「同法」を「法」に改める。

第二条に見出しとして「（法第十条第五項第二号の政令で定める輸入した航空機等）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改める。

第八条に見出しとして「（防衛大臣への権限の委任）」を付し、同条第一項中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十五条とする。

第七条に見出しとして「（法第百三十五条第一項の政令で定める独立行政法人）」を付し、同条中「航空法第百三十五条」を「法第百三十五条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第六条に見出しとして「（法第百三十一条第二号の政令で定める航空機）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に、「に掲げる航空機」を「の政令で定める航空機」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第十一条　法第百三十二条の二十七第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（指定試験機関の指定の有効期間）

第十二条　法第百三十二条の五十九第一項の政令で定める期間は、五年とする。

（登録講習機関の登録の有効期間等）

第十三条　法第百三十二条の七十一第一項（法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第五条に見出しとして「（法第五十六条第一項の政令で定める空港）」を付し、同条中「航空法」を「法」に改め、「、大阪国際空港」を削り、同条を第九条とする。

第四条の四に見出しとして「（用益の制限に伴う補償の方法等）」を付し、同条中「第四条の二」を「第六条」に、「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第八条とする。

第四条の三に見出しとして「（物件等の買収価格）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第七条とする。

第四条の二に見出しとして「（物件の除去に伴う補償の方法）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第六条とする。

第四条に見出しとして「（空港等又は航空保安施設の検査）」を付し、同条中「航空法」を「法」に改め、同条を第五条とする。

第三条に見出しとして「（法第三十八条第一項の政令で定める航空保安施設）」を付し、同条中「航空法第三十八条第一項の」を「法第三十八条第一項の政令で定める」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二に見出しとして「（法第十条第六項第二号の政令で定める輸入した航空機等）」を付し、同条中「航空法」及び「同法」を「法」に改め、同条を第三条とする。

別表中「第八条」を「第十五条」に改め、同表委任事項の欄中「航空法」及び「同法」を「法」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。ただし、第五条の改正規定（「、大阪国際空港」を削る部分に限る。）並びに附則第三項中民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）附則第二条の改正規定（「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に改める部分に限る。）及び同令附則第三条の改正規定は、公布の日から施行する。